

平成 30 年（2018 年） 3 月 29 日

指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

児童指導員の任用資格要件の改正について

日頃より札幌市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 2 月 15 日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 15 号）が公布され、平成 31 年 4 月 1 日から、事業所（施設）に置くべき従業者である児童指導員の資格要件が一部改正となりました。

これに伴い、札幌市児童福祉法施行条例に規定されている児童指導員の資格要件が、平成 31 年 4 月 1 日付けで、下記のとおり変更になります。

事業所の皆様におかれましては、下記の改正内容をご確認いただき、児童指導員の配置についてご留意していただきますようお願いいたします。

記

1 児童指導員の資格要件の改正の内容

(1) 改正の概要

ア 児童指導員の資格要件への幼稚園教諭の追加

児童指導員の資格要件に、幼稚園の教諭の免許状を有する者が追加になりました。

イ 児童指導員の資格要件における短期大学卒業者の取り扱いの明確化

短期大学卒業者は、児童指導員の資格要件に含まれないことが明確化されました。

(2) 改正後の児童指導員の資格要件（札幌市児童福祉法施行条例第 195 条第 1 項）

※変更箇所は、下線部分です。

第 195 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法に基づく大学（旧大学令に基づく大学を含み、短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者
- (6) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校卒業等であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(3) 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
事業者指定担当係

メール：jigyousyasitei@city.sapporo.jp

T E L : 011-211-2938 F A X : 011-218-5181